

2024年4月22日

各位

会社名 株式会社インテージホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 石塚 純晃  
(コード番号 4326 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 竹内 透  
電話番号 03-5294-7411 (代表)

## 株式会社ドコモ・インサイトマーケティングの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、2024年4月22日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の親会社である株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）から、ドコモが保有する、ドコモの子会社であり、ドコモ及び当社の合弁会社である株式会社ドコモ・インサイトマーケティング（以下、「DIM」といいます。）の株式の全て（但し、DIMがドコモから取得する予定の自己株式を除きます。）を取得し、DIMを完全子会社化すること（以下、「本件取引」といいます。）について決議し、本日付でドコモとの間で株式譲渡契約（以下、「本件株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 株式の取得の理由

当社の連結子会社である株式会社インテージ（以下、「インテージ」という。）は、全国の主要小売店約6,000店舗を対象とする全国小売店パネル調査や、全国の53,600人超の消費者を対象として専用スキャナーやスマートフォンのアプリを利用して情報を収集する全国消費者パネル調査等を通じて、幅広い業種の企業のマーケティング活動をサポートしております。

一方、DIMは当社とドコモにより2012年4月に設立されたマーケティング支援事業を営む合弁会社であり、現在当社とドコモと共同で経営及び運営をしており、ドコモの約1億人の顧客基盤データ（※2024年3月末時点）とインテージのリサーチノウハウやデータ解析力などのアセットを掛け合わせ、ビッグデータ基盤を価値化することに取り組み、堅調に成長してまいりました。

当社は、これまでのDIMを通じた協業という枠を超えて、ドコモとの直接的な資本関係を構築し、一体的な事業運営によって、これまでより大きく踏み込んだ人材・資金・データ等の経営資源の相互活用が可能となることで、両社の生活者起点でのデータ利活用推進により、社会へ貢献しつつ両社のビジネスを大きく飛躍させることができると認識し、2023年10月、株式公開買付けを経てドコモの子会社となりました。

これまでのDIMを通じた協業活動は、当社とドコモとの一体的な事業運営によるシナジー効果を創出する活動に包含されるものであり、合弁会社としてDIMを事業継続するよりも当社の完全子会社にするすることで、より機動的な事業運営が可能になると考え、本取引の実施に至りました。

また、DIMを完全子会社化することにより、機動的な経営の意思決定、製販一体化による事業効率性の向上が可能であると考えており、これにより迅速な顧客対応や顧客期待に応えるサービス提供を実現することで、当社における事業成果の更なる貢献が見込まれ、企業価値向上に資すると考えております。

## 2. 本件取引の概要

2024年4月22日現在、ドコモはD I Mの普通株式19,380株（持株比率：51%）を保有しており、当社はD I Mの普通株式18,620株（持株比率：49%）を保有しております。

本件取引においては、本件取引実行日に、D I Mが、D I Mの2024年3月期貸借対照表に従って算出される分配可能額に基づき定められた数の株式をドコモから自己株式として取得（以下「本自己株式取得」といいます。）した上で、当社が、ドコモから本自己株式取得後の時点でドコモが保有するD I Mの株式の全てを譲り受けることで、当社がD I Mを当社の完全子会社とすることを予定しております。

## 3. 異動する子会社の概要

(1) 名 称	株式会社ドコモ・インサイトマーケティング			
(2) 所 在 地	東京都豊島区東池袋一丁目18番1号 Hareza Tower 17階			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 江島 賢一郎			
(4) 事 業 内 容	リサーチ事業、コミュニケーションサービス事業、エリアマーケティング事業、その他コンサルティング事業			
(5) 資 本 金	950百万円			
(6) 設 立 年 月 日	2012年4月2日			
(7) 大株主及び持株比率	株式会社NTTドコモ 51% 株式会社インテージホールディングス 49%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社は当該会社へ49%出資しています。		
	人 的 関 係	当社従業員の1名が監査役を兼任しております。 当社子会社である株式会社インテージの取締役1名が当該会社の取締役を兼任しております。 株式会社インテージの従業員1名が当該会社の代表取締役社長を務めております。 株式会社インテージの従業員29名が当該会社へ出向しております。		
	取 引 関 係	当社の子会社である株式会社インテージは、当該会社との間で「モバイル空間統計」、DMP（注）である「di-PiNK」等のサービス販売支援、dポイントクラブ会員をパネルとしたアンケート調査モニターの提供に係る取引を行っております。		
(9) 当該会社の最近3年間の財政状態及び経営成績				
	決算期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
	純 資 産	3,427百万円	4,053百万円	4,537百万円
	総 資 産	4,756百万円	5,438百万円	5,902百万円
	1株当たり純資産	90,179.52円	106,651.20円	119,388.82円
	売 上 高	5,467百万円	5,880百万円	5,937百万円
	営 業 利 益	763百万円	828百万円	677百万円
	経 常 利 益	764百万円	828百万円	677百万円

当期純利益	502百万円	626百万円	484百万円
1株当たり当期純利益	13,203.18円	16,471.68円	12,737.62円
1株当たり配当金	－円	－円	－円

(注) DMPとは、データ・マネジメント・プラットフォームの略称であり、インターネット上に蓄積された、マーケティングに有用な様々なデータを一元管理できるプラットフォームを指します。

#### 4. 株式取得の相手先の概要

(1) 名称	株式会社NTTドコモ	
(2) 所在地	東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井伊 基之	
(4) 事業内容	通信事業、スマートライフ事業、その他の事業	
(5) 資本金	949,679百万円	
(6) 設立年月日	1992年7月1日	
(7) 純資産	6,294,359百万円	
(8) 総資産	9,367,638百万円	
(9) 大株主及び持株比率	日本電信電話株式会社 100%	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社の株式を51%保有しております。
	人的関係	当該会社の従業員2名が、当社の取締役（監査等委員でない取締役1名、監査等委員である取締役1名）を兼任しており、当該会社の従業員1名が、当社の子会社である株式会社インテージの取締役を兼任しております。
	取引関係	当社と当該会社はDIMを設立し、共同で経営及び運営をしております。 また、当社の子会社である株式会社インテージは、当該会社との間でアンケート調査モニター「マイティモニター」や「di-PiNK」の構築、マーケティング支援の提供等の取引があります。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社であるため、関連当事者に該当します。

#### 5. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	18,620株 (議決権の数：18,620個) (議決権所有割合：49.0%)
(2) 取得株式数	ドコモが保有するDIMの株式19,380株から、本自己株式取得によりDIMがドコモから取得する自己株式数を除いた数（注1）
(3) 取得価額	1株あたり240,368円に取得株式数を乗じた金額（注1）（注2）
(4) 異動後の所有株式数	異動前の所有株式数18,620株に、取得株式数を加えた数

	(議決権所有割合：100.0%)
--	------------------

(注1) 本自己株式取得の対象となる株式数はD I Mの 2024 年3月期貸借対照表に従って算出される分配可能額に基づき、2024年6月に決定する予定です。

(注2) 1株あたりの取得価額はD I Mの株式価値を9,134百万円とした上で合意されたものです。

## 6. 日 程

(1) 取締役会決議日	2024年4月22日
(2) 契約締結日	2024年4月22日
(3) 本件取引実行日	2024年7月1日(予定)

## 7. 今後の見通し

本件取引による今期の当社業績への影響はありません。来期の当社業績に与える影響については精査中であり、開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件取引は、当社の親会社であるドコモとの取引であり、支配株主との取引等に該当します。当社が2024年1月22日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当社は、NTTグループ(注)との間で締結する重要な契約については、ガバナンス委員会による審査を行ったうえで、意思決定を行います。特に重要な契約については取締役会での承認を必須とし、NTTグループからの独立した意思決定の確保に努めています。」と定めております。

本件取引に関しては、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」に記載の措置を講じていることから、上記指針に適合していると判断しております。

(注) 当社の親会社である日本電信電話株式会社及びそのグループ会社を総称してまいります。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

#### ① 当社における独立したガバナンス委員会からの答申書の取得

当社は、本件取引に係る意思決定過程から恣意性を排除し、公正性を担保し、利益相反を回避することを目的として、当社が設置したガバナンス委員会に対して、当社取締役会における本件取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることを諮問し、2024年4月22日付で、ガバナンス委員会から、当社取締役会における本件取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の答申書を取得しております。

ガバナンス委員会は、当社が、当社の親会社であるNTTグループと当社グループの取引に公正性・透明性・客観性を確保し、当社グループの少数株主の利益を保護するため、NTTグループとの利益相反リスクについて適切に審議、検討することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし2023年12月18日付で設置したものであり、当社の独立社外取締役である今井厚弘、渡邊温子、中島肇、三山裕三、鹿島静夫が委員として選任されております。また、ガバナンス委員会

における本件取引の検討に際して、当社取締役会において、当社取締役会における本件取引に関する意思決定についてはガバナンス委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと及びガバナンス委員会が本件取引を妥当でないと判断した場合には当社取締役会は本件取引の実施に係る決定を行わないことを決議しております。

② ガバナンス委員会による交渉への実質的な関与

ガバナンス委員会は、当社及び当社の財務アドバイザーであるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社から、本件取引の条件に関する当社及びドコモの交渉状況について報告を受け、当社に対して質疑や指示を行うこと等により、本件取引に係る交渉に実質的に関与しました。

③ 当社による独立した法務アドバイザーからの助言の取得

当社は、本件取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及びドコモから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本件取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及びドコモの関連当事者には該当せず、本件取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、ドコモから提示された本譲渡価格に対する意思決定過程における適正性を担保するために、当社及びドコモから独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社にD I M株式の株式価値の算定を依頼し、2024年4月19日付で本株式価値算定書を取得しております。

なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社は当社及びドコモの関連当事者には該当せず、本件取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

⑤ 当社における独立した社内検討体制の構築

当社は、ドコモから独立した立場で、本件取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を当社内に構築し、ガバナンス委員会によって、当社の本件取引に関する社内検討メンバーがドコモからの独立性に問題がないことについて確認を受けております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社の取締役のうち、石橋英城氏及び永井理氏は、本件取引の相手方であるドコモから指名された取締役として当社に派遣されている取締役であることから、本件取引に関して当社との間で利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除するため、本件取引に係る当社の取締役会の審議及び決議には一切参加しておりません。

なお、2024年4月22日開催の当社取締役会において、石橋英城氏及び永井理氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本件株式譲渡契約の締結を決議しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者

## から入手した意見の概要

当社は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「①当社における独立したガバナンス委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社取締役会意思決定過程における利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本件取引を行う旨の決議をすることが、当社の少数株主にとって不利益でないことを確認することを目的として、当社が設置したガバナンス委員会に対して、当社取締役会における本件取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることを諮問いたしました。当社は、2024年4月22日付で、ガバナンス委員会から、本件取引の決定は少数株主にとって不利益でないとする旨の答申書を受領しております。当該答申書の概要は以下のとおりです。

### ① 本件取引の目的の合理性

本件取引を通じたD I Mの完全子会社化の目的は、製販一体化の実現による当社グループ及びD I Mにおける迅速な顧客対応及び顧客の要望に更に合致したサービス提供を通じた売上高及び利益への貢献や、システム上の非効率の解消及び顧客データベースの共通利用によるドコモグループとのシナジーの創出、当社主導の下でのD I Mの機動的な意思決定、並びに、当社、ドコモ及びD I Mが同一のグループ会社に属する状態になったことによるD I Mの合弁会社としての役割の転換にあることである。

本件取引は、当社とD I Mの間の売上高におけるシナジーの創出、機動的な意思決定体制の構築による効率的な事業運営等のメリットを有するものであって、D I M及び当社の企業価値の向上を実現し、当社の少数株主の利益に資するものと認められる。したがって、本件取引の目的は合理性を有していると考えられる。

### ② 本件取引の手続の適正性

本件取引においては、(1)当社の独立社外取締役である今井厚弘、渡邊温子、中島肇、三山裕三、鹿島静夫から構成されるガバナンス委員会からの答申の取得、(2)ガバナンス委員会による本件取引に係る交渉への実質的な関与、(3)ドコモ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得、(4)ドコモ及び当社から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得、(5)当社における独立した社内検討体制の構築、並びに、(6)利害関係を有する取締役の取締役会における審議・決議、本件取引の検討・交渉過程からの除外等の措置が講じられるとともに、(7)有価証券上場規程第441条の2第2項に従った必要かつ十分な情報開示が予定されていることから、本件取引に係る手続は適正であると認められる。

### ③ 本件取引の条件の妥当性

独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社による株式価値算定に用いた算定方法、算定内容等に不合理な点は認められず、本譲渡価格は本株式価値算定書の結果に照らして妥当であると考えられる。

また、ガバナンス委員会による本件取引に係る交渉への実質的な関与が認められることに加えて、本件取引の方法として株式譲渡を用いること及び株式譲渡の実行に先立ってD I Mがドコモの保有するD I M株式の一部を取得することについて、いずれも不合理な点は認められない。

加えて、本株式譲渡契約は、買主の利益保護の観点から一般に合意される事項を含むほか、D I Mの事業活動の継続性の観点からも合理性を有する内容といえるため、その他の取引条件についても

合理性を有すると評価できる。

以上の点を踏まえると、本件取引の取引条件の妥当性は確保されていると考えられる。

④ 少数株主に与える影響について

上記のことから、当社取締役会における本件取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断した。